

## 学費の延納等について

学費を経済事情等、やむを得ず納入できない事情が生じた場合は、必ず学生課へ納付期日前までに「**学費延納願**」を提出してください。(学則第31条、32条)

### 「延納願」手続き方法

	前期	後期	手続き方法
学費延納の手続き期限	4月20日	10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 学生課で延納願の用紙を受け取ってください。</li> <li>■ 学生・保証人連署の上、延納願を左記期日までに学生課へ提出してください。 ※20日が土・日・祝日の場合は、20日より前の平日までに提出してください。</li> <li>■ 延納願受理後、学生委員会で審議した結果「延納許可書」を通知します。</li> </ul>
学費延納期限	5月31日	11月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 延納を許可された場合、左記の期限までに納付してください。 (分割納入はできません。)</li> <li>※納付期限が金融機関休業日の場合は、納付期限より前の金融機関営業日に納付してください。</li> </ul>

### 延納期間中を過ぎた場合の処置

	前期	後期	
納付金未納の場合	6月1日付	12月1日付	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 延納期間を過ぎた場合は、左記期日付で退学となります。 (学則第25条第2項第1号)</li> <li>■ 学費未納による「退学」を通知します。</li> </ul>
復学を願ひ出る場合	6月1日 } 6月7日	12月1日 } 12月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 退学日より7日以内に、学費を納付し復学を願ひ出てください。</li> <li>■ 学生課で「復学願」用紙を受け取ってください。</li> <li>■ 学生・保証人連署の上、復学願を左記期間中に学生課へ提出してください。 (学則第26条第4項)</li> <li>■ 左記期日までに、所定の手続きを完了した場合、退学日と同日付の復学を認めることがあります。 (学則第26条第5項)</li> </ul>